

平成26年第1回定例会
斑鳩町議会会議録

平成26年3月6日
午前9時00分 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員（14名）

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	小野隆雄
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	飯高昭二	12番	辻善次
14番	木澤正男	15番	木田守彦

1, 欠席議員（1名）

13番 里川宜志子

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 藤原伸宏 係長 大塚美季

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	乾善亮
総務課長	黒崎益範	企画財政課長	面巻昭男
税務課長	加藤恵三	住民生活部長	植村俊彦
福祉課長	本庄徳光	国保医療課長	寺田良信
健康対策課長	西梶浩司	環境対策課長	栗本公生
住民課長	清水昭雄	都市建設部長	藤川岳志
建設課長	川端伸和	観光産業課長	清水修一
都市整備課長	井上貴至	会計管理者	西川肇
教委総務課長	山崎善之	生涯学習課長	佃田眞規

1. 議事日程

日程 1. 一般質問

〔1〕 11番 飯高議員

1. 自治体のオープンデータの取り組みについて

- (1) オープンデータの状況と認識について問う。
- (2) 今後の自治体のオープンデータの推進について問う。

2. 地域防災力の強化について

- (1) 消防団装備品の拡充や訓練などの支援の充実について問う。
- (2) 消防団員の確保について問う。
- (3) 自主防災組織の強化に向けた取り組みについて問う。
- (4) 自治体の業務継続計画について問う。

3. 代読・代筆支援の充実のための取り組みについて

- (1) 「読み書き支援」の現状について問う。
- (2) 代読・代筆支援を必要とする人のニーズに応じて受けられる仕組みづくりについて問う。

4. 消費税増税における負担軽減のための臨時給付金について

- (1) 給付内容と支給申請について問う。

〔2〕 8番 小野議員

1. 地域交流館整備計画について

- (1) 地域交流館の第1号「法隆寺五丁地区地域交流館」の利用状況と運用の課題点を問う。
- (2) 他の3箇所での建設に向けて、その地域での取り組み状況を問う。
- (3) 各々の地域での取り組みに関して、その対応を問う。

2. リニア中央新幹線について

- (1) リニア中央新幹線の整備計画と、中間駅の候補地選定に関して、その認識を問う。
- (2) 「リニア奈良駅」の実現に向けて、町の対応を問う。

〔3〕 14番 木澤議員

1. 生活保護基準引下げによる影響と対応について

- (1) 生活保護基準引下げによる影響について。
 - (2) 影響が出る部分への対応について。
2. 子ども医療費無料化の現物給付制度導入について
- (1) 子ども医療費無料化と現物給付の現状と町の認識について。
 - (2) 国・県の考え方について。

〔4〕 3番 中川議員

1. 自治会で管理している防犯灯について
- (1) 自治会は何団体あるのか。
 - (2) LEDに変更する補助金を出していただいたが、何団体に変更されたのか。
 - (3) 平成23年6月議会で質問をさせていただいた時には、自治会で管理していただいている防犯灯の数は2,336灯で、約760万ということでしたが、現在の数と料金はどのようになるのか。
 - (4) 平成23年6月議会で、議員定数を削減した後には防犯灯の電気料金を町で支払いしていただきたいと申し上げたところ、「定数を削減されるとの議論がなされた段階で、防犯灯の補助金に限らず、他のサービスも踏まえ議会と協議させていただきたい」という答弁がありましたが、この点についてはどのように考えておられるのか。

〔5〕 1番 宮崎議員

1. 公共施設自動販売機について
- (1) 業者選択は、どのように。
 - (2) 電気代、利用費について。
 - (3) ごみ処理について。
2. 外灯(LED)について
- (1) 町で、どの範囲まで付けるのか。
 - (2) 通学路はカバーできるのか。
3. 主要な道路、河川の経過について
- (1) 広報で、住民に知ってもらえないのか。
4. 少子化について
- (1) 町主催の婚活を行っては。

5. 文化財保存について

(1) 遺物の出土品の取扱いについて

〔6〕 13番 里川議員

1. 職員の体制について

(1) 年々減り続ける正職の今後の考え方について。

(2) 定年まで勤めずに早期退職する原因は何なのか。町に問題はないのか。

2. 介護保険の今後について

(1) 要支援者へのサービス提供について。

(2) 保険料の動向について。

3. 非婚のひとり親支援について

(1) みなし寡婦控除の考え方と町の現状について。

4. 自立支援医療について

(1) 精神障害の場合の通常償還について。

〔7〕 5番 伴議員

1. 学校給食について

(1) 給食の食材に斑鳩で作れ取れた食材の採用状況を伺う。

(2) 今後の給食の地産地消への取り組みを伺う。

(3) 斑鳩産の食材を使用することによる子ども達へのよい影響がある
と考えるが、行政としての考えを伺う。

2. こどもの遊び場について

(1) 子どもたちが伸び伸びと遊べる場所がないと思うが、行政として
の考えを伺う。

(2) 学校の運動場の開放状況及び公園の状況を伺う。

(3) 今後の対応はどのように考えているのか伺う。

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。なお、里川議員から欠席の通告を受けています。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。あらかじめ定めた順に従い、質問をお受けいたします。

初めに、11番、飯高議員の一般質問をお受けいたします。

11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、1番目の自治体のオープンデータの取り組みについて、質問をさせていただきます。

現在、公共データを利用しやすい形で住民の方に公開する取り組みが進んでおります。また、オープンデータは、広く開かれた利用が許可されているデータのことを言います。すなわち、行政機関が保有する地理空間情報、防災・減災情報、また、調達情報、統計情報などの公共データを利用しやすい形で公開することで、近年、より透明性を高め、市民の参画や、また、行政と市民との協働を促進する流れを受けて、このオープンデータへの必要性が高まっております。

さらに、このオープンデータは、国と地方自治体が一体となった取り組みが重要となっております。政府においても、昨年からは統計や、また、調達、防災などに関する関連するデータを公開される予定で進められており、今後、オープンデータによる公共データの活用が地域経済の活性化に期待されることから、質問をさせていただきます。

そこで、1点目の自治体のオープンデータの状況と認識についてであります。

政府におけるオープンデータの取り組みや自治体の状況、また、町としての認識を、お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） オープンデータの状況と認識についてというご質問でございますが、質問者もご承知のとおり、オープンデータとは、国や地方自治体等が保有する公共データをコンピューターの処理が容易で二次処理しやすい形式でインターネット等に公開し、それらのデータを民間企業や団体が編集・加工することで、まちづくりやビジ

ネスに生かしていく取り組みでございます。

このオープンデータが広く認識されるようになってまいりました背景でございますが、情報の電子化の進展で大量・多様なデータの処理・利用が可能となり、電子行政の推進の加速が迫られる中、国では、平成22年5月、内閣総理大臣を本部長とする高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、いわゆるIT戦略本部で、行政情報を二次利用可能な形で公開し、インターネットでの利用を可能にしていくことが重点戦略の1つとして決定をされました。

また、平成24年7月には、電子行政オープンデータ戦略が決定され、各府省庁が公開する公共データの案内・横断的検索を行うデータカタログサイト、すなわちオープンデータのポータルサイトの立ち上げなど、具体的な取り組みを進めていくこととなり、IT戦略本部が平成25年6月に決定をいたしました電子行政オープンデータ推進のためのロードマップでは、1つには政府みずから積極的に公共データを公開すること、2つには機械判読可能な形式で公開すること、3つには営利目的、非営利目的を問わず活用を促進すること、4つには取り組み可能な公共データから速やかに公開等の具体的な取り組みに着手し、成果を確実に蓄積していくこと、この4つの基本原則が示されました。

自治体における取り組みでございますが、現在、市区町村では1,742団体のうち20団体、都道府県では47団体のうち3団体においてオープンデータによる公開が行われているのみでございます。

これらの先進地で公開されていますデータの例といたしましては、公共施設等の所在地、避難場所、公衆トイレの位置、消火栓の位置、AED設置場所、町字別人口、年齢別・男女別人口などといったものがあり、非常に多様な分野にわたるものとなっております。

そして、民間企業等がこうしたデータを活用して、さまざまなアプリケーションを開発され、一般にも公開をされております。

わかりやすい例では、携帯端末の画面上での最寄りのトイレの位置やAEDの設置場所などが検索できるアプリケーションといったものがあり、日常生活の利便性の向上や緊急時への対応の支援に役立てられております。

さらには、さまざまな統計データを活用し、事業者へのマーケット情報の提供や観光資源、マーケティングの分析といった面でもオープンデータの活用が進められているところでございます。

大量・多様なデータの処理・利用が可能となった現代におきましては、こうしたオープンデータの推進によって、企業や住民のアイデアによる生活に役立つ情報の共有化や産業の創出、地域の活性化など、あらゆる領域に活用される有用なツールの1つであると認識をしております。

○11番（飯高昭二君） 今、部長から詳細にわたりまして説明がございました。しかしながら、今、報告の中にもありましたように、多くの団体の中で、進んでいない状況があるということでも、私も認識をしております。

しかしながら、これは特に東日本の震災を踏まえてですね、その教訓にあって、今後やはり自治体においていろいろなデータを開示していったって、また、その民間企業がそれを使ってしていくということについての取り組みが進められているわけでございます。今後、ある一定の、今、町は認識はしていただいていると思うんですけども。

そこで、次に2点目でございますが、オープンデータの推進ということで、公共データを誰でも自由に使える形で公開するのが、今、こういうオープンデータで全国で広まっているわけですけども、その中でですね、先進地として、福井県の鯖江市がその取り組みをされているわけです。

この鯖江市は、従来は、公共データの開示については、ホームページやまた広報などで一部公開したり、また、情報公開制度に基づく請求者に対して開示する対応にとどまっておったわけですけども、この2010年の12月に、市内の起業家からの提案を受けて、全国で初めてオープンデータへの取り組みを開始されました。

この12年の1月には、第1号として、公園にあるトイレの位置情報が公開されました。先ほど部長の答弁にもありましたように、細々とした地域における情報がこれから開発されるわけですけども、現在においては、人口やまた気温などの統計情報、災害避難所や、さらにはここでは市営駐車場また施設情報、防災マップ、さらには地図情報、観光情報など、39種類のこのデータが市のホームページで公開されております。

地域にあっては、その身近なものから必要だとされるこのデータを公開されることによって、この鯖江市においては、地域住民から高く評価をされている現状がございます。

当町といたしましても、やはり先ほど部長から答弁がありましたように、認識する一方で、今後進めていくべきだと考えますが、部長、見解をよろしくお願いします。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 斑鳩町におけます公共データの公開につきましては、ホームページで各統計資料や予算・決算に関する資料などを公開をいたしております。

ただ、これらの資料につきましては、特にコンピューターの処理が容易で二次利用のしやすさという視点で整備してきたものではなく、一部のデータにつきましてはエクセル形式で二次利用できるものもございますが、その大半は閲覧しやすいように作成をいたしましたワード形式やあるいは地図情報などを画像化したPDF形式などとなっているところがございます。

今後、民間におけますさまざまなアプリケーションの開発などに利用していただけるような公共データを提供することが可能となるに至るには、現在保有していますデータのファイル形式の変換や関連情報の集約・構築を行うとともに、公共データの利用のルールの策定や情報管理技術の向上等が求められているところであり、人力的、経費的には大きな課題がございます。

こうしたことから、本町といたしましては、今後、検討していく課題であると認識しておりますが、当面は、国や他の地方団体の動向を注視しつつ、その導入の効果や二次利用に当たっての課題なども見きわめながら、先進地の情報収集するなどして研究をしてみたいと、そのように考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 確かにオープンデータを推進していく上においてですね、さまざまな課題、問題点をクリアしていかなければならないというのが、今、部長の言われたとおりです。また、人力的また経費的にも大きな課題がございます。

しかしながら、やはり住民に開かれた行政を目指すためのデータとしては、将来においては、やっぱりこういう形で進めていかなければならないかなとは思っています。

今後、研究していくという過程においてですね、やはり今のホームページを見ますと、今後、やはりリニューアルはされていくものの、やはりその内容については充実したものにしていかなければなりません。

また、今後オープンデータを推進していく間においてですね、資料の蓄積があります。整理とかされていくと思うんですけども、その中においてですね、できるのであれば、そのデータを1つでも2つでもやっぱり開示していったって、住民の人が利用しやすい形でその開示をするということが大事かなと思います。そういうことについて、お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） このオープンデータを前提といたしました公共データの整理・構築につきましては、先ほども申しあげましたように、電子データ化や庁内データ

の集約・共有化など、計画的かつ体系的な取り組みが必要でございまして、相当の時間をかけて取り組んでいかなければならないものと考えております。

ただ、これらのデータの整理・構築を進めていく中で、その一部のデータにつきましては、住民生活に役立つ行政情報として、容易に情報提供ができるものでありますことから、ホームページのリニューアルの機会などを通して、情報発信の機会の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） そういう形で、私、先ほど冒頭で申しあげましたように、やはり公共データを住民の方々にやっぱり利用しやすい形でというのがやっぱり基本であると思います。またさらに、やっぱりその中で市民の参画、また行政と市民協働を行い、促進にもつながると思います。

また、今後オープンデータに向けた整備を進める中においてですね、やはり住民への情報発信を積極的に進めていただくよう、要望をしておきます。

次に、2番目の質問でございます。地域防災力の強化について。

近年、局地的な豪雨や台風などの自然災害が頻発し、地域防災力の強化が喫緊の課題となる中、消防団の重要性が改めて注目を集めております。

全国的に団員数の減少傾向があり、約50年前には130万人以上いた団員は、2012年には約87万人となっております。

このような中、昨年12月に消防団を支援する地域防災力充実強化法、すなわち消防団支援法が設立され、施行されました。

この法律は、消防団を、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在と定義をされています。消防団の抜本的な強化を国や自治体に求め、団員の処遇改善や、また、装備品、訓練などの充実に向けた予算が確保されるものとなっております。特に装備品の基準の改正には、実に26年ぶりで大幅な改正となっております。これは、消防団員の安全確保や、また、活動の充実のためのものと考えます。

今後、自治体の消防力の向上を目的のため、当町においても、地域防災力の強化を進める中、消防団への支援活動や、また、消防団員の減少に歯どめをかけるなど、さまざまな課題が考えられることから、質問をさせていただきます。

そこで、1点目の、消防団装備品や訓練の拡充などの支援の充実についてであります。地域の消防団員は、火災や災害などの発生時にはいち早く自宅や職場から現場に駆けつけ対応に当たる地域防災のかなめであることから、活動の際には、効率的に進める必要

があります。そのためには、活動に必要な装備品の拡充、また、訓練などの支援の充実が必要と考えますが、町の考え方について、お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 消防団の装備品の拡充や訓練などの支援の充実についてのご質問でございますが、質問者がおっしゃいましたように、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が平成25年12月13日に公布、施行されております。

この法律の基本理念として、地域防災力の充実強化は、地域に密着し、災害が発生した場合に地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、住民の防災に関する意識を高め、自発的な防災活動への参加を促進すること、自主防災組織等の活動を活性化すること等により、地域における防災体制の強化を図ることとして実施することとなっております。

また、消防団を、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在と規定し、消防団の活動の充実強化のための施策として、消防団員の処遇の改善、消防団の装備の改善、相互応援の充実等が規定をされております。

その中で、消防団の装備品の拡充や訓練などの支援の充実についてでございますが、まず、消防団の装備の改善につきましては、ことしの2月に、国の消防団の装備の基準が改正され、この基準の内容を踏まえ、安全確保対策、救助用器具、情報用器具、情報通信機器等の装備について、なお一層の充実強化を図っていく必要があります。

こうした中、当町におきましては、町長の施政方針でも申しあげておりますが、平成26年度では、消防団活動の充実強化を図るため、各消防団にAEDを配備することといたしております。

また、平成27年度からは、消防団の装備の基準で新たに規定された消防団員の安全確保の装備として、救助用半長靴、救命胴衣、防じん眼鏡、防じんマスク等、また、双方向の情報伝達が可能な装備として、トランシーバーやデジタルカメラ等、及び救助用活動用資材として、救急救助用器具である救助用担架や避難誘導用器具である警戒用ロープ、拡声器等の計画的な配備を行ってまいりたいと考えております。

次に、訓練などの支援の充実につきましては、消防団員教育として、任用後経験期間の短い消防団員に対して行う基礎的教育訓練である基礎教育、消防車両の運行に従事する予定の者を対象とする教育訓練である専科教育、幹部及び幹部昇進予定者に対して行う消防幹部として一般的な教育訓練であります幹部教育を、消防学校へ入校して教育訓練を受講していただいております。

また、国においては、現在、装備の充実、訓練内容の標準化という観点から、消防団の教育訓練の基準について検討されているところであり、その検討結果に基づきまして消防団員の訓練の支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今、部長の答弁ありましたように、斑鳩町の消防団に対しましてのいろいろと配慮を行いながら、整備を進められているわけでございます。

今の答弁でも、やはり国の法律を受けましてですね、それに沿って装備品の充実が言われているわけですが、今の部長のお話の中では、やはり装備品については27年度から計画的に配備を考えられているということですが、やはり今、消防団に言われているのは、当然その目的を達するためのいわゆる消防活動でありますけども、その前にやはり消防団員の安全確保をどうするのかということをお問われているわけでございます。

そのためのやっぱり装備を、まずそういう視点から進めていくということが大事であるわけですが、27年度には、今、いろいろと装備のことで言われてますけども、少なくともやっぱりこの26年度内にですね、前倒しをして、優先順位をつけて、可能な限りにおいて購入をして進めていくべきかなとは考えます。

それが1点と、また、やはり消防団員というのは、火災また災害があったときには真っ先にかけて、その人の命、また財産を守ろうとする崇高な使命の中、夢中になりながらそれを処理をしていこうとするものがあります。

その中において、東日本の震災においても、消防団員が残念ながら亡くなられたケースもございます。やっぱりそういうことを考えますと、今後、消防活動における消防安全管理マニュアルですか、それをきちっとやっぱり作成しながら、消防団員の安全を確保することが大事かなと思います。

その2点について、お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） まず、消防団の装備品の購入につきまして、前倒しして可能な限り購入できないかというご質問でございますが、先ほど申しあげましたとおり、消防団の装備の基準の規定によりまして、計画的に消防団の装備の購入をしてまいりたいと、このように考えておりますが、その購入につきましては、消防団と協議をさせていただく中で、早急に整備をする必要があるということであれば、平成26年度におきましても、前倒しして補正予算で対応してですね、購入をさせていただきたいと、このように

考えております。

2点目でございますが、消防団の安全管理マニュアルの作成についての町の考え方ということでございますけれども、国において、近年発生している新たな災害や死傷事故を考慮した警防活動時等における安全管理マニュアルというものが作成をされております。こうした国のマニュアルもございまして、あるいは、先進地のマニュアルもございまして、それらを参考にいたしまして、町の消防団の安全確保のための安全管理マニュアルというものの策定について、消防団と協議をさせていただきながら調査研究をしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今の、部長のほうから前向きな答弁をいただきました。

やはり、消防団員の消防活動というのは、危険な場所に遭遇するケースが多々あります。そういうことから、まずは消防団員の安全確保は必須かなと考えております。

今後、今、答弁、部長からありましたように、やはり消防団の方と協議をしていただくということで、よろしく願いをいたします。

次に、2点目の消防団員の確保についてであります。

これにつきましては、以前に質問をさせていただいた経緯がございます。非常に全国的に見てみましても、やはり、消防団員の確保が困難な状況になっているのは認識をしています。当町においても、これまでに団員確保についての推進がされてはいますが、しかしながら、現状の定数には届いていない状況となっております。

今後の消防団員の確保についてどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 消防団員確保についての方策についてでございますが、平成7年の阪神・淡路大震災や平成23年の東日本大震災を初め、局地的な豪雨や台風等による災害が発生し、住民の生命、身体及び財産を災害から守る地域防災力の重要性が増大をしておりますが、その一方で、少子高齢化の進展、サラリーマンなどの被用者の増加、地方公共団体の区域を超えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化によりまして、地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっております。

また、平成25年12月13日に公布、施行されました消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律では、一層の消防団への加入の促進を図るとともに、一般職の地方公務員の職員の入団や事業者、大学等における消防団活動への理解及び協力の促進を図っていくと規定をされております。

こうした中で、町としての消防団員の確保の取り組みといたしましては、これまでも、町広報紙に、平成24年に斑鳩町消防団が出場した奈良県消防操法大会の内容を掲載した特集記事、また、防災の特集記事にあわせて消防団員の募集記事を掲載し、消防団員の入団の啓発促進を図ってきたところがございます。また、町内在住の若手の役場職員については、現在8名の職員が入団し、消防団活動を行っております。

今後の消防団への入団の促進の施策につきましては、消防団からの入団の働きかけ、これまでもやっていただいております。また、入団条件の見直しの検討を行うとともに、引き続き町内在住の役場職員の入団を促進し、防災行政の一層の理解につなげていきたいと考えております。

なお、先進地の事例といたしましては、事業所への働きかけ、あるいは女性や大学生の入団促進など幅広い層への働きかけ、あるいは郵便局職員で構成される分団を初めとした機能別団員など、さまざまな取り組みをされているところがございます。

こういった事例を検討するとともに、先進地町村の状況を参考に消防団への入団促進を図ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今までから、当町においても消防団員の確保についていろいろ悩んでいただいて、また広報等、また団員に呼びかけるなどしてですね、働きかけなどして進めていただいている現状は認識をしております。

全国的にもいろいろと減少する中において、各地方においても、その確保の形をどういうふうにしていくのかということはやっぱり問題になっているわけですが、しかしながら、やっぱりこういう今の状況から考えますと、この消防団員の定数の確保に向けた推進が、やはり今後進めていかなければならないかなとは思っています。

今、部長、答弁でありましたように、先進地市町村の状況というのもいろいろございますが、また、この社会の情勢もいろいろ考慮しながらですね、やっぱり進めていくべきではないかなと思っております。いろいろと問題がある中、進めていかなければならないというのがございますけども、ひとつよろしく願いいたします。

次に、3点目の自主防災組織の強化に向けた取り組みについて。

これにつきましても、以前にも質問させていただきました。この自主防災組織というのが、平成24年の10月から自主的に申請が始まり、現在13団体、この斑鳩町で13団体が組織化をされております。

その間、町としては、補助制度の活用、また自治会懇談会などで多くの自治会に組織

の設立に向けて努力をしていただいております。しかしながら、まだまだ進まない状況があるように思います。

今後、組織の強化の取り組みがされていきますが、ここで、これまでの取り組みを踏まえてこれからの方策を考える必要があると思いますので、町の考え方をお伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 自主防災組織の組織率向上に向けての今後の方策についてですが、自主防災組織も消防機関による初動対応が行われるまでの間の初期消火や災害時の地域住民の避難誘導等の役割が期待されており、非常に多くの方がその必要性や大切さを感じておられるところであり、全ての自治会におきまして自主防災組織の設立をお願いしたいと考えております。

また、自主防災組織は、住民自身が協力して自分たちの身を守る共助の精神により結成されているものであり、地域コミュニティのあり方を見直すきっかけにもなるものと考えております。

設立に向けての自治会の取り組みといたしまして、まずは役員会や総会等において自主防災組織の必要性を話し合っただき、設立に向けた意識づくり、そして体制づくりなど、自治会の規模に応じてできる範囲で取り組んでいただくことが大切であると考えております。

これまでの町の取り組みといたしましては、自治会における積極的な設立及び活動に向けて、自主防災組織の概要や必要性及び自主防災組織設立及び活動支援補助金制度の内容について、昨年度は山村先生の防災講演会での講演、要綱制定説明会の開催、自治会連合会懇談会等での事例発表、今年度は6月広報紙に特集記事を掲載するとともに、この2月には補助金の申請や規約、防災計画書の作成、活動内容等、具体的な取り組みができるよう、生き生きプラザ斑鳩におきまして、斑鳩町自治会懇談会において、南服部自治会から南服部自主防災組織設立についての事例報告をしていただくとともに、役場総務課から自主防災組織設立及び活動支援補助金制度の内容について説明を行ったところでございます。

これから自主防災組織を結成される自治会に対しましては、随時役場総務課で相談に応じるとともに、出前講座も有効に活用していただくようお願いしたところでございます。

引き続き自治会連合会への研修会あるいは総会等におきましても周知啓発を行うとと

もに、自主防災組織の結成が進んでいない自治会に対しましても、自治会の総会や役員会の場において説明会を開催する時間を設けていただくなどの働きかけを今後してまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 先月、自治会連合会の懇談会に出席させていただきました。第一部においては、先ほど部長から報告がありましたように、自治会の取り組み、積極的な内容がございました。また、町のほうからいろいろと自主防災組織の内容について、詳しい説明がございました。

その後において、自治会連合会の出席されている方の懇談会の折ですね、いろいろとお話を聞かせていただきました。

その中で、やはり一番困っておられるとか進まない状況というのが各自治会にはあると思います。やはり、人材の確保というんですか、また、高齢化の中でなかなか担う人がいてない、中心になる人がいてない、また、それを設立してもその役員がいてない、少ないとか、そういうなかなか進まない状況があるように思います。

しかしながら、その方が言われていたのは、やはり防災についての意識はやっぱり高いということです。認識をされております。先ほど部長のほうからも触れましたように、やはりそれはあるわけであります。

だから、いかにして、やっぱり組織を立ち上げる場合において、先ほど部長もありましたように、支援は全面的にいろいろな角度からされるということになっておるんですけど、やっぱりその一歩、踏み出す一歩がなかなか難しいというのが現状であるということ、いろいろな方たちからお話を聞かせていただきました。

しかしながら、必要性を感じられておりますので、今後、その組織の立上げに向けてですね、またその環境等把握しながら進めていただきたいと思います。

それでは、次に、4点目の自治体の業務継続計画についてであります。これも以前には質問させていただいております。

大規模な災害が発生した際に、地方公共団体は、災害応急対策活動や災害から復旧・復興活動の主体として重要な役割を担う一方で、災害であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えております。

過去の災害において、業務継続に支障を及ぼす庁舎の被災や停電等の実例も見受けられ、全国どこでも発生し得る地震に対応するためには、この業務継続計画が必要でございます。

その策定にあつての問題・課題等があると思いますが、どのように今後進められていくのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 自治体の業務継続計画についてでございますが、策定方針や課題・問題点についてのご質問でございますけれども、まず、業務継続計画の意義といたしまして、災害発生時に優先的に取り組むべき重要な業務を継続し、最短で事業の復旧を図るために、事前に必要な資源の準備や対応方針、手段を定める計画でございます。

次に、計画の必要性といたしましては、大規模地震が発生した場合に、行政自身も被災する可能性が高いため、平常時の人員と執行環境を前提として業務を行うことができないため、発災時に優先して遂行する業務を事前に決めておき、限られた人員、資機材などの資源を効率的に投入し、業務の継続と早期復旧を図ることが必要となっております。

こうしたことから、目標達成するために、住民の生命、生活及び財産の保護及び都市機能の維持にどれだけの影響等を及ぼすかの観点から、非常時優先業務の抽出と目標復旧時間の設定を行い、実効性を確保する観点から、非常時優先業務遂行上の課題と対策を検討すること等の基本方針のもとに策定することとなります。

この中で、非常時優先業務執行上の課題と対策といたしましては、職員の人員の課題として、初動時の人員不足があります。この対策としては、非常時優先業務の優先順位付けや職員の優先投入を図るための課内の応援体制の整備、ボランティアの活用がございました。

なお、役場職員及び新規採用職員には、事前研修時に災害時等初動マニュアルを配布いたしておりまして、勤務時間以外の場合でも、震度5弱以上の地震が発生したときには、役場職員に対し、防災情報メールの配信によりまして、自主的にあらかじめ定められた場所に速やかに参集するよう周知をしております。

次に、非常時優先業務を円滑に実施するための拠点施設についてでございますが、施設の安全対策が不十分であることや、長時間停電への対応に課題があり、その対策として非常用電源の効率的な供給による円滑業務執行や非常用発電機等の増強と燃料補給体制構築などのバックアップ体制を整備することが必要となります。

また、情報通信手段では、被災状況の迅速な収集と活用に制約され、本部と現地との通信手段が遮断すること等が課題となり、新たな災害情報システムの開発・導入による初動体制の強化や衛星携帯電話や無線機などの配備による複数の通信手段の確保を行う

ことが必要となってまいります。

また、資機材等については、災害時における建設資機材等の確保が困難となり、民間の保有する資機材の実態把握と災害時に確実に調達できる仕組みの構築が必要となります。

そのほか、非常時における職員への対応として、災害時には、職員は帰宅せずに数日間にわたり非常時優先業務に従事するため、その間の飲料水や食糧の確保、職員の健康管理等について、精神的にも肉体的にも過酷な業務が続くものと想定されることなど、業務継続計画を策定するに当たり、その課題と対策が重要となってまいります。

こうしたことから、業務継続計画の策定に当たりましては、町の業務あるいは人材や設備の現状を勘案しながら、先ほど申しあげました課題に対する対策を十分に検討しながら、より実効性のある業務継続計画の策定に努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 実効性のある業務継続計画をしていかなければならないと。この継続計画をもとにですね、非常時の優先業務を遂行するわけですが、やはり遂行する上において、先ほども部長答弁ありましたように、人員の確保が必要であり、また人員が確保されたとしても、どういう方がどういう配置についてというのが本当に難しい。その配置の仕方によってのまた行動がいろいろと変わってくるわけですが、やはり、いち早くこの庁舎に来て行動するという事態になると、決められた状況のもとでは想定はできないと思います。その観点におきましてですね、やはり災害発生時の行動マニュアルをつくっていく必要があると考えますが、これについて、お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 役場職員の行動マニュアルの必要性についてでございますが、先ほども答弁をさせていただきましたとおり、役場の職員に災害時等初動マニュアルを配布をいたしておりますが、地震発生直後は、一定の職員の参集が見込めない状況にあるため、停滞することなく優先度の高い災害対策業務から活動するというに当たっては、そういった状況を想定した職員の行動マニュアルを策定しておく必要があるのではないかと考えております。

そういったことから、地震規模や被害の状況によりまして、災害発生時に参集した上席の職員が瞬時に災害対応を、瞬時に判断する必要があるということから、この業務継

続計画を含めた災害対策業務を遂行できるようなフローチャートを含めた、職員が迅速な行動ができる災害時のマニュアルの作成に努めていきたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） まず、業務継続計画を遂行するためには、やはり緊急時にどれだけの職員が確保でき、業務を担当できるかが大きな課題となります。

今後、計画の策定後においてですね、万一の事態が発生した場合に計画に基づき迅速かつまた効果的に運用できるかどうか、定期的な訓練を通じて検証することが必要です。

いずれにいたしましても、緊急時の行政機能の低下を最小限に食い止められる計画となるよう、よろしく願いをいたします。

それでは、3番目の質問でございます。代読・代筆支援の充実のための取り組みについてであります。

近年、高齢化の進展に伴い、視覚障害者のみならず、視力が低下した高齢者など、読み書きに支障がある人への支援の必要性が言われております。

日常生活を送る上で、読むことと自己の意思をあらわすための書くことは必要不可欠です。しかし、視覚障害者や視力が低下した人や高齢者などには、これが十分に保証されているとは言えない状況ともなっています。

こういった読み書きに支障がある人への支援、共生生活の実現に向けても重要な課題となります。

そこで必要となるのが、目の不自由な方を対象とした代読・代筆などの読み書き支援の充実が必要と考えます。

特に、独居の高齢者の方がふえる中で、眼が見えにくいなどの理由から、役所から送られてきた重要な文書が読むこともできず、また、記入ができない、社会生活を送るために必要な書類など受け取っても対処できない方に対して、何らかの支援が必要な方がおられるのではないかと考えます。どのような状況になっているのか、重要と考えましたので、質問します。

まず、1点目の読み書き支援の現状について、お伺いをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 役所などからの重要な文書などを読むことができない、また、書類への記入が自身ではできない方への支援についてでございますが、高齢者の方で介護保険の要介護あるいは要支援の認定を受けている方につきましては、訪問介護

のサービスの中で、また、障害者の方につきましては、障害者総合支援法による居宅介護サービスの中で、ご本人の希望があれば、必要に応じて代読・代筆の支援を受けていただくことができるというのが現状でございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） なかなか実態というのが把握できないような感じもします。確かに、私もいろいろと町内において高齢者宅を訪問しますと、いろいろと聞いてみますと、そういう話もやっぱり出てくるわけです。特に独居の方、先ほど申しあげましたように、本当に役所とのつながりやまた地域のつながりというのがなかった場合においては、やっぱりこういう状態があり得るのかなと。そのときに、やっぱり支援が必要となってくるかなと思います。

平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、この実施要綱には、自治体が行う支援の1つとして、代読や代筆が明記されているわけでございますので、しかしながら、今後、潜在的なニーズを含めて、読み書きが困難な方への支援の必要性は一層高まっていくんじゃないかなと思います。

そこで、次に、2点目の代読・代筆支援を必要とするニーズに応じて受けられる仕組みづくりについてであります。

当町においても、プライバシーを確保できる専門の支援や支援員や代読・代筆支援を必要とするニーズに応じて受けられる仕組みづくりが今後必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 今後も高齢化が進んでいくと見込まれる中で、視力低下などにより代読や代筆を必要とする高齢者の方はふえていくものと考えているところでございます。

町といたしましても、ひとり暮らしなどの高齢者の中で、代読や代筆の支援だけにかかわらず何らかの支援が必要とする方については、その方に対して、当然必要な支援を受けていただけるよう、引き続き地域包括支援センターとの連携を図りながら、その高齢者の方々の実態の把握にも努めてまいりたいと考えております。

また、障害をお持ちの方につきましても、障害者手帳の取得やサービスの申請などの機会を通しまして、支援が必要と思われる方には必要な障害の福祉サービスを受けていただけるよう、引き続き周知に努めてまいりたいと考えております。

なお、この代読や代筆を必要とする書類の中には個人情報も多く含まれているため、

個人情報保護の観点からも、この支援のあり方あるいは仕組みづくりにつきましてはさまざまな課題があるものというふうにも考えておりました、先進的に実施されている事例などを参考に、今後調査・研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 確かに、プライバシー、守秘義務というのがありますので、代読・代筆にあってはですね、やはりそういった技術を備えた支援員というのが必要になってくるかなと思います。

しかしながら、地域にあっては、特段、高齢者の方が、近所の方、また地域の民生委員、また先ほどありましたように介護関係でそういうのが代読・代筆のかわりにやっただいていることについては、それはそれでよろしいんですけど、やはり、その以外の方でそういう方がおられた場合における支援員ということで、今後、そういった実態を把握しながらその仕組みづくりについてお願いをしたいと思います。

では、最後の質問に入ります。

4番目でございます。消費税増税における負担軽減のための臨時給付金について。

ことし4月から消費税率が引き上げられるに伴い、影響が大きい家庭の負担軽減として、住民非課税世帯に臨時福祉給付金、また、児童手当受給世帯には子育て世帯臨時特別給付金が支給されることになっております。

新聞などの一部報道によりますと、支給の対象者は、住民非課税の方、また年金受給者や子育て世帯となっております。

そこで、手続について、申請をどのようにするのか、またさらに支給時期については自治体によって異なるなどと言われております。また、DVの関係についても、事前の申し出が必要なことから周知の必要があります。実際にどのような流れで臨時給付が実施されるのか、全ての対象者に行き渡るように注意を払いながら進める必要があることから質問させていただきます。

そこで、給付内容と支給申請について、制度概要と現時点でのスケジュールについて、お伺いをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） まず初めに、臨時福祉給付金の概要について、ご説明いたしたいと思います。

臨時福祉給付金は、平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられることに伴いまして、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として給付措置

を行うものでございます。

支給対象者は、平成26年度分の市町村民税均等割が課税されない方となっております。ただし、そのご自身を扶養している方が課税されている場合や生活保護の被保護者となっている方は除くということになっております。

また、この臨時福祉給付金は、平成26年1月1日において住民登録をされている市町村から給付されます。支給額は1人につき1万円。ただ、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者や児童扶養手当、特別児童扶養手当の受給者の方につきましては5千円が加算されるものでございます。

次に、子育て世帯臨時特例給付金の概要についてでございますが、この給付金は、消費税が引き上げられることに際しまして、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として実施するものでございます。

支給対象者は、基準日である平成26年1月1日におきまして平成26年1月分の児童手当等の受給者であって、平成25年中の所得が児童手当の所得制限に満たない方でございます。また、対象となる児童は、平成26年1月分の児童手当等の対象となる児童となっております。

支給額は、対象児童1人につき1万円で、臨時福祉給付金の対象者と生活保護の被保護者は除くということになっております。

次に、この2つの給付金に係る実施スケジュールでございますが、現時点におきましても、国からさまざまな情報提供が来ている状況でございます。申請の受付時期や手続等の方法は、現在検討中でございます。

臨時福祉給付金の給付対象者の要件として、市町村民税が非課税であるということが1つの要件となっておりますことから、市町村民税の普通徴収の課税決定時期であります6月以降を目安といたしまして申請の受付等を行ってまいりたいというふうに現段階では考えているところでございます。

また、事業期間といたしましては、各市町村におきまして、原則として3か月、最長で6か月の範囲でこの2つの給付金について同時期で期間を定めることとなっておりますが、この期間等につきましても、周知の方法や実施方法を勘案しながら、今後定めてまいりたいというふうに考えております。

なお、DVの関係でございますが、配偶者からの暴力を理由に避難していて住民票を移すことができないという方につきましては事前の申し出が必要でございます。既に

受付につきましては開始しております、町のホームページにその旨を記載させていただいているところでございます。

次に、周知の方法でございますが、国におきましては、税務担当課から非課税者に対してこの臨時福祉給付金の申請書等を同封した非課税通知書を発送するという案も示されているところでございまして、未申告者への対応の方法等も含めまして、給付金の担当課の福祉課と税務課との間で協議・検討を進めているところでございます。

また、子育て世帯臨時特例給付金につきましては、例年行っております児童手当等の現況届案内通知と同時に子育て世帯臨時給付特例給付金の申請書を送付するなど、町の広報やホームページなども活用しながら、対象者となる方により効果的な方法でお知らせできるよう、その方策を検討してまいりたいと考えているところでございます。

スケジュール等につきましては以上でございますが、国では簡素な給付金ということで言われておりましたが、その内容は非常に煩雑になっておりまして、現時点では、国からの情報提供も含めてまだまだ未確定な部分もございます。

関係課が連携をしながら、対象となる方への支給事務が円滑に実施できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今、いろいろと詳しくご説明いただきまして、ありがとうございます。

まだ未確定な部分があり、検討の余地があるということで、はっきりは決まっていない部分がございます。いずれにいたしましても、今のスケジュール、また大まかなその内容については、そういう形になっていると思います。

また、期間においては、3か月から6か月ということで、またこれはまた検討されると思います。いずれにしても、この目的はやはり家庭の負担軽減ということにありますので、1人も漏れなく対象者に行き渡るような形の申請ができるような内容を提供お願いしたいと思います。

また、それに加えてですね、やはり例えば6か月になった場合に、1か月前にやっぱり再度周知をするような対策も配慮が必要となるかなと思います。

今後、当町においては、いろいろとこれの面で大変な時間を費やし、していかなきゃならないという現状がございますが、住民のためとの思いで、よろしく願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、11番、飯高議員の一般質問は終わりました。

続いて、8番、小野議員の一般質問をお受けいたします。

8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告の順に従って質問をしていきます。

地域交流館整備計画について。

その1として、地域交流館の第1号「法隆寺五丁地区地域交流館」の利用状況と運用の課題点を問うとの質問ですが、住民福祉の増進とふれあい豊かな地域社会の育成を図り、地域コミュニティの活性化を推進するために、広域的な自治会を対象として、互いに助け合い、支え合うコミュニティ活動の拠点となる施設、地域交流館の整備計画に基づき、その第1号となる法隆寺五丁地区地域交流館が今年の4月1日にオープンいたしました。

そして、その整備方針としては、地域が主体性を持って管理を行うこと、単位自治会ではなく広域的な自治会や住民団体など、地域住民を対象としたコミュニティ施設であることなどとなっております。

それでは、法隆寺五丁地区地域交流館の利用状況と、地域が行っている管理・運営両面での現時点での課題点をお示しく下さい。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 平成25年4月1日にオープンをいたしました法隆寺五丁地区地域交流館の利用状況についてのご質問でございます。

平成25年4月から平成26年2月までの11か月間の平均で見ますと、4つの部屋を合計した利用件数は、1か月当たり平均28件、1か月当たりの利用率は平均66%となっております。

この利用率につきましては、1か月当たりの利用日数を月の日数で除したもので、4つの部屋のいずれか1部屋でも利用がございましたら、1日とカウントしております。

また、利用団体の状況についてでございますが、地元自治会や福祉会を初め、町内の各種団体やグループなど、さまざまな団体が利用をされておられます。

地域交流館の運用の課題といたしましては、現在、地元自治会できちんと管理をさせていただいておりまして、利用上のトラブルもなく、おおむね好評にご利用いただいているものと考えております。

なお、特に自治会から運用上の課題等は伺っておらない状況でございます。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） もし将来、管理人や利用者などからその利用方法や運用面で疑義が生じた場合には、担当課は、その解決に向けて積極的に対応されるよう申しあげて、次の質問に移ります。

地域交流館は10年間で4か所建設する計画ですが、それでは、他の3か所での建設に向けて、その地域ごとでの取り組み状況をお示してください。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 他の3か所の地域での地域交流館の取り組みについてでございます。

まず、稲葉西周辺の5つの自治会におきまして、地域交流館の候補地について協議がされておりましたが、協議がまとまらなかったことから、平成25年の2月に計画は保留されている状況でございます。

また、興留地区につきましては、町へのご相談等はございましたが、地域で検討されたものの、平成25年の5月の会合で協議がまとまらなかったことから、要望書は提出をされていない状況でございます。

最後に、龍田地区につきましては、総務常任委員会へもご報告をいたしておりますが、平成25年5月23日に要望があった候補地につきましては、地権者と町との協議がまとまらなかったことから、改めて候補地について協議をされ、平成25年12月26日に、高塚町の町営住宅の跡地を候補地として、町への地域交流館建設の要望をされておられるところでございます。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 次に、その3として、おのおのの地域での取り組みに関して、その対応を問うとの質問ですが、今お聞きしますと、稲葉西周辺の5つの自治会は平成25年2月に計画が保留されている状況、また、興留地区については、平成25年5月の地域での会合で協議がまとまらず要望書が提出されていない状況とのことですが、それでは、平成25年12月26日に再度要望されている龍田地区への対応をお示してください。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 要望がありました龍田地区の候補地につきましては、候補地の南の端に町営住宅等があり、現在も居住されている状況でございます。

地域交流館の敷地として一体的な土地利用を図るためには、現在、行政財産として使

用されている土地の整理等が必要となることから、地域交流館の整備に向け、まず町営住宅の入居者と協議を行っているところでございます。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 10か年計画の地域交流館整備事業が実施されて、早や3年が経過しようとしております。残り3か所を7年間で完成しなくてはなりません。今、龍田地区から要望のある候補地は、既にその60%の土地が用途廃止され、行政財産から普通財産として管理されていると認識しております。

また、監査委員からも、このような町有地は常に有効活用を図るよう指摘されていることから、一日も早くこの候補地で龍田地区の地域交流館が着工できるよう、私も、町営住宅の担当常任委員会でも鋭意推進していくことを申しあげて、次の質問に移ります。

リニア中央新幹線について、その1として、リニア中央新幹線の整備計画と中間駅の候補地選定に関して、その認識をお示してください。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） リニア中央新幹線の整備につきましては、全国新幹線鉄道整備法に基づき、東京を起点、大阪を終点とし、奈良市付近を主要な経過地とした基本計画が、昭和48年11月に決定されました。

平成23年5月26日に国土交通大臣が決定した整備計画におきましても、主要な経過地は、昭和48年の基本計画と同様、奈良市付近と定められているところであります。

また、建設主体・営業主体として指名されたJR東海は、東京－名古屋間の開業を2027年、13年後でございます。名古屋－大阪間の開業を2045年、31年後でございます、として、2段階での施工の方針を表明をしています。

さらに、JR東海が示しているリニア中央新幹線の早期実現に向けての考え方につきましては、地元自治体の役割として、2つの考え方が示されております。

まず1つとして、全国新幹線鉄道整備法に基づく用地取得を初め、工事促進への協力として、全国新幹線鉄道整備法において地方自治体が果たすべき役割とされている用地取得を初め、発生土処理場のあっせんや工事にかかわる行政上の諸手続等について積極的に推進すること。

2つとしては、沿線県全体の発展につながる施設整備として、駅に隣接する交通広場等及びリニア中央新幹線の広域利用促進のための周辺道路及び高規格道路とのアクセス設備等の施設については、沿線県全体の発展につながる地域行政の問題として、沿線県

を初め地元自治体に整備していただく必要があるとされた上で、沿線県には、これら推進について引き続き地元市町村の取りまとめを行うこと、といった要請がなされております。

また、リニア中央新幹線の間乗駅の設置につきまして、その建設に当たっては、JR東海の全額費用負担により建設されることとなっており、間乗駅の決定は、JR東海が決定することとされています。

なお、奈良県におけます間乗駅の候補地の状況についてであります。質問者もご承知のとおり、県内における誘致活動は、現在、奈良市、大和郡山市、生駒市の3市が間乗駅誘致を表明され、その誘致活動を進められているところでございます。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） それでは次の、「リニア奈良駅」の実現に向けて、町の対応を問うとの質問ですが、昨年、年末に、リニア中央新幹線の間乗駅の県内誘致先を奈良県大和郡山市に一本化するよう求め、同市を含む県内33市町村長が新たな団体、「奈良県にリニアを！」の会を結成し、一本化を求める要望書を荒井正吾知事に提出した。

一方で、会の結成は、独自に誘致を進めている奈良、生駒両市に対する事前の打診がなく、仲川げん奈良市長が反発しており、一本化の目標とは裏腹に誘致をめぐる対立は今後さらに激化しそうだ。会は、奈良、生駒両市と斑鳩町、田原本町、曾爾村、十津川村を除く33市町村の首長や代理のほか県議15人が参加して結成されたと、このような新聞報道があります。

それでは、リニア奈良駅の実現に向けて、斑鳩町の対応をお示してください。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） リニア中央新幹線の開通は、県内の交流人口の飛躍的な拡大とこれに伴う観光や産業、経済などのさまざまな分野に影響を及ぼし、また大きな効果が期待されるところでございます。

そうしたことから、奈良県におきましては、リニア中央新幹線の早期建設と県内停車駅設置の実現を目指して、奈良県、奈良県議会、県内市町村、商工会議所など経済関係団体で構成するリニア中央新幹線建設促進奈良県期成同盟会を昭和54年4月に設立し、沿線の各都道府県と連携を図りながら、国等への要望活動を行うとともに、広報活動に取り組んできたところでございます。

当町といたしましては、既存の交通網、施設、環境を活用できる地域への新駅設置とするか、交通網の整備も含めた新たなまちづくりを行うことを前提としての新駅設置と

するか、要は奈良県としての方向性を明確にしていく必要があり、できるだけ早期に候補地を1つに絞り、官民が一丸となって新駅の早期建設を求めていく必要があるものと考えております。

また、三重県・奈良県リニア中央新幹線建設促進会議が平成24年10月から開催をされておりますように、リニアの中間駅設置は、奈良県のみならず、和歌山県、三重県等、紀伊半島全体の経済や利便性の向上に資するといった周辺地域への影響も十分考慮しながら、設置場所の候補地が選定されるべきものと考えております。

ただいまご質問の中にありましたように、「奈良県にリニアを！」の会につきましては、平成25年12月13日付けで大和郡山市長名で出席案内のあったリニア中央新幹線についての会合において結成された会であり、同会の提言については、中間駅を大和郡山市に設置すべきとされております。

これまでの奈良県からの説明では、今後、交通結節性が高く、発展性がある場所に中間駅が設置されるよう、旅客需要予測やアクセス性などに関する調査や経済波及効果などの調査を実施するとされ、市町村長サミットなどの場において引き続き意見交換を行うとともに、広く県民にも広報を行うこととされているところであります。

こうしたことから、今後、先ほども申しあげました、奈良県、奈良県議会、県内市町村、商工会議所など経済関係団体で結成をされているリニア中央新幹線建設促進奈良県期成同盟会において幅広く議論されるものと考えており、斑鳩町といたしましては、現時点において、特定の候補地への設置を提言する同会への参加を控えさせていただいたところでございます。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 「奈良県にリニアを！」の会については、現時点において、特定の候補地への設置を提言する同会への参加を控えさせていただいたとのことで、私もこの点については理解できるのですが、先の新聞報道では、「リニア駅誘致 何で仲間割れ？奈良の33市町村、生駒などに打診せず会結成」と見出しが書かれています。

また、先ほど紹介したように、斑鳩町、田原本町、曾爾村、十津川村を除く33市町村が参加して結成された、このような会です。

このことから、打診、参加案内ですね、呼びかけがあったが、先ほどの理由で斑鳩町は参加を控えているということですが、一方、見方によれば、斑鳩町はどうなのかなという疑問も生じてきます。

この「奈良県にリニアを！」の会では、奈良県が一致結束してリニア中央新幹線に取

り組んでいくため、東京－大阪間を同時開業すべきこと、1つとしては、東京－大阪間を同時開業するという。2つとしては、三重・奈良ルートを堅持し、日本の大動脈を二重化すべきこと。そして、斑鳩町が参加を控えている、奈良県内の各地と高い交通結束性で結ばれた大和郡山市、ということが一番適当なところであろうということで決議されているんですが、奈良県の各市と、もう一度言います、高い交通結束性で結ばれた大和郡山市に中間駅の候補地を一本化すべきことを提言されております。

また、近隣の上牧町議会では、3月議会の初日、4日に、リニア中央新幹線の中間駅の早期決定を求める決議案を上程されていることが新聞に報道されておりました。

あいにくその内容については、私は承知しておりませんが、今後、このリニア新幹線への取り組みについては、その都度、担当常任委員会に逐一報告していただきたいことをお願いをして、私の一般質問は終わります。

ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、8番、小野議員の一般質問は終わりました。

10時40分まで休憩いたします。

(午前10時18分 休憩)

(午前10時40分 再開)

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

次に、14番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。

14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、通告書に基づきまして、私の一般質問をさせていただきます。

まず最初に、生活保護基準引下げによる影響と対応についてということですが、この間、安倍政権のもとで、社会保障の連続する改悪が行われてきていますが、その中の1つとして、生活保護基準の引下げがあります。

政府は、2008年以降は物価が下落しているのに保護基準は据え置いてきたということを利用して、無理やり保護基準の引下げを実行し、その内容は、昨年12月に支給された期末一時扶助を大幅にカットしたほか、昨年8月から3年間で、生活扶助基準を平均6.5%引き下げるといふものです。

こうした政府の生活保護基準の引下げによって、生活保護基準を目安としている制度

への影響が心配されています。

厚生労働省によると、生活保護基準の引下げに伴い、38の制度に影響が出るということなどが言われています。

厚生労働省は、できるだけ他の制度に影響を及ぼさないように対応することを基本的な方針とするとはしているものの、実際に斑鳩町でどの程度影響が出て、町としてどう対応していこうとしているのか、お尋ねをしたいと思います。

まず1点目に、生活保護制度そのものについてお尋ねしますが、この基準引下げによってこれまで保護を受けていた人が受けられなくなるというケースが出るのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 斑鳩町におきましては、今回の生活保護に係る生活扶助基準の見直しに伴って生活保護が廃止されたという事例はございません。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、生活保護以外の制度で、関連して影響が出る部分があるのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 生活保護基準によりまして算定をしております、教育委員会ではですね、要保護児童、準要保護児童・生徒の援助がございますけども、この援助につきましては、今年度、25年度の場合は、改定前の保護基準額によって算定をしておりますので、今年度については影響はございません。

さらに、また、仮にですね、改定後の生活保護基準額で試算をいたしましたところ、認定できない世帯はないという状況でございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、準要保護のほうで、教育委員会部門で一定そういう改定の影響があるが、実際に当町としては、受けられなくなるというような状況は出ないということですが、この保護基準の引下げの改定の中で最も影響があるのではないかと心配される部分が住民税の非課税に係る部分なんですけど、この点については、斑鳩町では影響は出ないんでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） この生活保護基準の引下げに伴う個人住民税におけます非課税限度額の見直しにつきましては、平成26年度の税制改正大綱におきまして、生活扶助

基準の見直しが3年間かけて段階的に実施をされ、平成25年度については平成25年8月からの引下げであること等から、平成26年度の個人住民税の非課税限度額については現行どおりとされたところでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 総合してまとめますと、来年度について具体的に影響が出る分は、斑鳩町としてはないというふうに、答弁をお聞きして感じています。

今後ですね、この生活扶助基準の引下げというのは3年間かけて行われるということですので、次年度以降の改定の中で影響が出てくるということが考えられますので、今後そうした影響が出る部分については、当然ですね、国のほうに対して、もともと他の制度に影響を及ぼさないようにするという方針がありますのでですね、町としても国のほうにそうした姿勢を堅持していただくように要望していただきたいとともに、仮に制度、他の制度に影響が出るというふうになったときには、町としてどんなことができるのかということも含めて検討してですね、これまで制度を受けられていた人が受けられなくなるというようなケースが出ないように対応していただきますように要望しておきたいと思います。

それでは次の、2点目の質問に移ります。

2点目については、子ども医療費無料化の現物給付制度導入についてということですが、この間、斑鳩町では、子育て支援策に特に力を入れてきています。

子ども医療費については、現在、中学校卒業まで、通院、入院ともに無料にされており、さらに一部負担金もなくして、県下でも進んだ制度であることは間違いのないと思っています。

しかしですね、これは斑鳩町だけではありませんが、奈良県全体が自動償還払いの制度となっているため、病院にかかろうと思えば、一旦窓口でお金を払わなければなりません。

こうした状況から、夜中や、また月末などに子どもが熱を出しても、お金の心配から病院に行くことをちゅうちょしてしまう。お金の心配なく子どもを病院に連れていけるようにしてほしいと、切実な声が寄せられています。

また、他府県から引っ越してきた方からは、大阪では窓口でお金を払わなくてもよかったのに、奈良県はおくれている、早く改善してほしいという声も聞いています。

こうしたことから、県とも連携して、お金の心配なく、安心して病院にかかれるよう、自動償還払いから現物給付へと制度を改めていくべきだと考えて質問をさせていただき

たいと思います。

まず1点目の、子ども医療費無料化と現物給付の現状と町の認識について、お尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 子どもの医療費に係る助成につきましては、国の制度ではなくそれぞれの自治体の判断で実施されている地方単独の事業でございます。自治体によってその制度の内容が異なり、同じ医療を受けていても、住んでいる地域によって助成を受けられる条件や自己負担額、支払い方法などが異なっております。

平成24年度時点では、全ての都道府県及び市町村で何らかの形で子どもの医療費を助成しておりまして、市町村がその都道府県の基準でそのまま実施している場合もあれば、市町村が上乘せをして助成内容を充実させている場合もありまして、年々その助成対象は拡大傾向にあるようでございます。

奈良県の場合、ご承知かと思いますが、県基準ではゼロ歳児から就学前の乳幼児の入・通院に対しまして助成を行っております。

所得制限が設けられておりまして、入・通院では1件当たり500円、14日以上入院で1,000円の自己負担が必要となっております。

この子ども医療費助成につきましては、奈良県は、平成26年の4月からは、入院につきましては中学校卒業まで拡大されるというふうに聞いております。

斑鳩町の子ども医療費助成制度は、子どもを安心して産み育てるまちづくりを目指す中で、平成21年4月から小学生の入院まで拡大し、さらに、平成22年4月からは、入・通院とも中学校卒業まで拡大をいたしました。所得制限や県のような一部負担も設けない形で実施をしてきております。

奈良県下の市町村の子ども医療費を含む福祉医療制度の支給方法につきましては、平成17年8月に、現物給付と償還払いの併存から、現在の自動償還に統一されまして、全ての受給者が窓口で医療費の一部負担金を一旦支払った後、助成を受けていただくという方法となっております。

この子ども医療費の助成事業は、原則として奈良県から補助を受けて実施している事業でございます。

医療機関の窓口での支払いをなくす、いわゆる現物給付方式を採用した場合には、国から国民健康保険の国庫負担金の減額措置が講じられるということもございます。

また、この制度が、今の方式が、県医師会や県歯科医師会あるいは国保連合会など関

係団体との取決め事項もございまして、それらの課題もありまして、現時点では現物給付を行うことは難しいものと考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、部長の答弁の中にもありましたように、市町村が独自で行うということになると、国のほうがペナルティーをかけてくるといってんでもないことになっているんですね。

私はそもそも、そうした国の姿勢に問題があってこうした現物給付制度が進まないというふうに思っておりまして、そここのところがやはり町としても、県も通じてですね、国に対して市町村の独自に取り組みに対してそういうふうな、何ていうんですかね、ハードルを設けるようなまねをするべきではないという声を上げていっていただきたいというふうに思うんですが、実際にですね、これ、斑鳩町が実施をした場合に、国のほうからペナルティーがどれぐらいかかるのかというのが、金額的に見込めるようでしたら、お尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） まず、質問者がおっしゃるペナルティーもそうなんですけれども、先ほどもちょっと申しあげましたように、そもそも今の自動償還となっている現状につきましては、その、県や町、広域7町の医師会、あるいは県・町の各歯科医師会、さらには奈良県病院協会などのご協力なしではこの制度は実施できないということがありまして、このことから、奈良県下全市町村が同じ歩調を合わせてやっているということをご理解をいただきたいと思います。

ご質問の、国保のペナルティーを受けた場合ですけれども、約310万円程度の国保への補助金がカットされるというふうに見込んでいるところでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 県全体、医師会も通じてですね、認識を同じくして制度を導入しているということですので、この点でもやはり斑鳩町独自で単独でその制度を切りかえるということの難しさというのはあるかというふうに思います。

そこでですね、今、部長のほうからも、実際に斑鳩町で現物給付を導入するとどれぐらいのペナルティーがかかるのかということで、金額でも示していただきましたが、三百数十万円ということで、決して少なくないですが、負担できないこともないのかなというふうにも思います。

それでですね、私は、先ほど医師会の関係もありますので、やはり県全体としてです

ね、県がイニシアチブをとって、この現物給付に乗り出していくべきだというふうに考えています。

全国の状況なんかを見ますと、37の都道府県です、この現物給付制度というのがもう既に実施をされています。

とりわけ近畿で言いますと、実施していないのが奈良県だけということで、冒頭にも申しあげましたけども、他の府県から転籍をされてこられる方が、奈良県だけ何でそういうふうになっていないのかというようなことをおっしゃるように、私自身もこの分野では奈良県というのをおくれているのではないかなというふうに思っています。

そこでですね、町としても、県にやはり実施をしていってほしいということを、声として上げていっていただきたいと思うんですが、こうした現物給付制度の導入について、国・県のほうはですね、どのように考えているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 子ども医療費の現物給付についての国や県の考え方ですが、国におきましては、医療機関で受診した場合に、法律どおりですね、一部負担金を支払わなければならないという窓口払いの原則を国民健康保険法などで規定をしているところですが、現物給付にした場合には、過剰受診による医療費が増加するのではないかという考えを持っておられるということです。

そういうことから、国民健康保険に対して、国庫負担金の減額措置を科せられているという状況でございます。

奈良県におきましては、昨年の12月の県議会で、子ども医療費助成の質問に際しまして、現行の自動償還払いを現物給付に変更した場合、子ども医療費だけではないですけども、身体障害者、心身障害者あるいはひとり親家庭の福祉医療全体です、約3億円の国庫負担が減額されるというふうに見込まれているということでございます。

市町村の財政状況が厳しい中で、さらに今後も医療費については増加が続くものと予想されることから、将来にわたりこの福祉医療制度を持続可能で安定的なものとするためには、市町村国保におけます国庫負担金の確保というものは非常に重要なものがございます。受給者には市町村では別に貸付制度も設けていることもありまして、受診の機会が阻害されないような対策を講じて、現時点では引き続き自動償還払い方式を維持していくというふうに考えているところでございます。

先ほども質問者からございましたが、このことにかかわらず、国民健康保険の国庫負担金の減額につきましては、これまでも全国知事会や近畿府県の連名で廃止の要望を行

っているところでごさいます、今後もさまざまな機会をとらえて、これにつきまして
は国に対して廃止を求めていきたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 町の姿勢も確認できたので、その廃止の方向ですね、ぜひとも
引き続き声を上げていただきたいと思います。

それで、今、部長の答弁の中で貸付制度の点が出てきましたけども、現在、現物給付
ではないが、一旦窓口でお金を支払うことが困難な方に対してその貸付制度が利用できる
という状況ですが、現在、斑鳩町でその貸付制度がどういうふうに使われているの
か、実態について、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 平成25年度の状況でございますが、平成26年1月末
現在におきまして、この貸付制度の資格認定書を交付している方は、2人でございます。

貸付件数につきましては、延べ3件、貸付金額は延べで7万6,800円ということ
でございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 実際にそうして使われている方がおられるということなんで
すが、私、この質問をするのに事前に調べている中で、この貸付制度の対象がですね、
県の制度として就学前までしか対象になっていないというようなことをお聞きしたんで
すが、事実関係はどうでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） もともとですね、これまでは県の子ども医療費の対象が
町とは違います。中学生まで引き上げているというのが斑鳩町独自の施策ということも
ありまして、この貸付制度からは外れているというのが現状でございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） これまでは就学前までが県の制度としての対象だったというこ
とですが、今度ですね、部長もおっしゃったように、入院まで中学卒業に引き上げると
いうことですが、その関係で、中学卒業まで貸付制度が県の制度として対象となるとい
う関係ですね、来年度以降、というのは、県のほうはどういうふうに使っているんでし
ょうか。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 現段階では、県は対象を拡大するという考えは持ってい

ないというふうを確認しております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 就学前まででなくて、やはり中学校、小学校・中学校もですね、町として独自に無料化をしているということもありますが、県の制度としても、入院ですが、拡大はされるんですので、ぜひ県のほうででもですね、制度を小・中学生のお子さんがある世帯を対象にさせていただくように、県のほうに要望していただきたいと思うのと、あと、県のほうでやらないというのであれば、町独自でですね、この貸付の対象を就学前だけでなく小・中学校のお子さんがある世帯にまで引き上げていくべきではないかというふうに考えますが、この点はいかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） もちろん、県が中学生まで拡大していくということであれば、それは県のほうで、先ほども申しましたように、各県の医師会、歯科医師会、病院協会等々とお話をいただけるという前提になってくるわけです。

ただ、県が拡大をしないで斑鳩町だけがするとなれば、この貸付制度の取扱いについて、奈良県下のあらゆる病院と契約していかなければならないということにもなりかねませんので、少しそれは、先ほどの現物給付にも移行できない理由と同じように、貸付制度の拡大、単独での拡大は難しいのかなというふうに思っております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 確かに、現物給付の制度を拡大しようということであれば、県の制度として実施していただかないとお金も出てきませんので、難しい部分があるかなと思います。

実際には、県の医師会等とも話をしていかなければならない課題というのは出てくるかと思いますが、実際にお金がなくてやっぱりお医者さんにかかることができないという状況を現在でも改善していこうと思うと、やはりこの貸付制度に頼らざるを得ないという部分があると思いますのでね、この部分については、やはり部長、苦勞していただいて、ぜひ県の医師会とも話をさせていただいて、県が実施しないというのであれば、町独自でも制度拡大していくという方向でですね、検討していただきたいというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 町独自、今、部長が言いましたようにね、医師会と話し合いだけではなくて、各病院と各医院とになってくるんです。何百という各個人医院と契約す

ることになってきますので、非常に難しい問題であるということは当然理解をしていただきたいと思うんですわ。単なる県の医師会が斑鳩町と契約しますではなくて、やはり今後、各病院、各個人医院と契約になってきますので非常に難しい問題、努力せいと言わはっても非常に難しい問題であるということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 難しいということは、先ほどからおっしゃっていますので、必ずそうじゃないとだめだというふうには申しあげませんので、やはり県で実施していただくのが一番ベストだと。ただやっぱり、その姿勢が見られないのであれば、別の工夫の仕方があるんじゃないかなというふうに思いますので、その点については、実際に事務を担当していただいている課のほうでですね、その困難さというのがいろいろ理解されているでしょうから、その点がクリアできるのかという点も含めてですね、検討していただきたいと。

それでまあ、質問自体はですね、現物給付の制度を県の制度として導入していただくということについての要望ですので、今申しあげましたのはそれに関連しての部分になりますので、やはりですね、お金がなくても安心してお医者さんにかかることができるように、子どもたちが安心して健やかに成長できるような制度として充実をしていっていただきたいということを要望いたしまして、私の一般質問は終わります。

○議長（中西和夫君） 以上で、14番、木澤議員の一般質問は終わりました。

これをもって、本日の一般質問は終了いたしました。

明午前9時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（ 午前11時04分 散会 ）